

電気新聞及びホームページ 公告文

民間自主規格の改定及び「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の改正要請について

日電規委 2019 第 0030 号
令和元年 10 月 31 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では、民間自主規格の改定及び「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の改正要請について、令和元年 12 月の委員会で評価することを予定していますのでお知らせいたします。

ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「発変電規程 (JESC E0003 (2017))」の一部改定及び「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 (平成 29 年 3 月 31 日)」の改正要請について
- (2) 「風力発電規程 (JESC V0001 (2011))」の改定について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 「発変電規程 (JESC E0003 (2017))」の一部改定及び「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 (平成 29 年 3 月 31 日)」の改正要請について

a. 要請した委員会

発変電専門部会 (事務局：一般社団法人日本電気協会)

b. 趣旨、目的、内容等

「発変電規程 (JESC E0003 (2017))」第 6-12 条 負荷試験方法に、負荷試験(入力試験)において、各部の温度が飽和状態になるまでの連続運転時間として 4 時間以上と規定されています。

また、電気事業法施行規則第 73 条の 4 使用前自主検査及び第 76 条使用前自己確認の方法の解釈「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」においても、水力発電所における負荷試験(出力試験)及び揚水負荷試験(入力試験)の検査方法が規定されており、同様に連続運転時間として 4 時間以上と規定されています。

今般、JEC-4001:2018「水車及びポンプ水車」が改定され、負荷試験及び入力試験の試験時間について、“(負荷試験)4 時間以上連続して運転する”及び“(入力試験)2 時間以上連続して運転する”が削除されたため、負荷試験(入力試験)における運転時間を規定しない場合の妥当性について確認を行い、「発変電規程」の一部改定及び「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の改正要請を行うものです。

(2) 「風力発電規程 (JESC V0001(2011))」の改定について

a. 要請した委員会

発電電専門部会 (事務局：一般社団法人日本電気協会)

b. 趣旨, 目的, 内容等

「風力発電規程 (JEAC 5005)」は, 風力発電所の工事, 維持又は運用に関する技術的事項等を規定した民間自主規格であり, 地球環境問題に対する国際的な関心が高まるなか, 二酸化炭素等の温室効果ガスや環境汚染物質等を排出しないクリーンな発電システムの普及促進を目的として, 平成 11 年に制定したものです。

今回の改定は, 今後, 導入が見込まれる洋上風力発電に関して, 関係する諸基準の反映を行うことや, 前回の改定以降における関係法令や規格類の制改定に伴う不整合の確認及び今日的視点から改定を実施したものです。

3. 規格の発行及び国への要請の予定

令和元年 12 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で, 関連資料の閲覧が可能です。また, 郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので, その際はお問い合わせください。ただし, 郵送をご希望の場合, コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 (一般社団法人日本電気協会 技術部)

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-3216-0553 (内線 277)

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和元年 10 月 31 日 (木)

受付終了日：令和元年 11 月 29 日 (金)

6. 注意事項

ご意見は, 氏名・連絡先 (住所, 電話番号, ファックス番号又は電子メールアドレス) を明記の上, 書面又は電子メールにてご提出ください。

また, いただきましたご意見等につきましては, 連絡先を除き, ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議，承認する公正・中立な民間規格評価機関として，平成 9 年に設立された委員会で，上記案件は，委員会の規約に基づいて公表するものです。